(総則)

第1条 函館市が発注する建物清掃業務に係る一般競争入札(総合評価落札方式)に当っては、関係 法令等別に定めるもののほか、この心得を承知してください。

(入札保証金)

第2条 入札保証金は、免除します。

(入札の方法)

第3条 入札の方法は、郵便入札とします。

(入札の辞退)

第4条 一般競争入札を辞退しようとする者は、入札の前日までに入札辞退届を持参することにより 入札を辞退することができます。

なお,入札辞退を理由に以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。 (公正な入札の確保)

- 第5条 入札者(代理人を含む。以下同じ。)は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号)等に抵触する不正な行為を行ってはなりません。
- 2 入札者は、入札に当っては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格または入札意思について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければなりません。
- 3 入札者は、落札者の決定前に他の入札者に対して入札価格および評価項目に関する事項を意図的 に開示してはなりません。

(入札書の書換え等の禁止)

- 第6条 入札者は、その提出した入札書を書換え、引換え、または撤回することはできません。 (無効入札)
- 第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札に参加しようとする者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札(文字の誤脱,汚染,と抹または改ざん等)
 - (3) 入札書の記載金額を訂正した入札
 - (4) 入札者の記名押印のない入札
 - (5) 同一事項に対して、同一入札者から同時になされた2通以上の入札
 - (6) 予定価格を超えた入札
 - (7) 一般書留または簡易書留以外の方法により行われた入札
 - (8) 前各号のほか、函館市契約条例施行規則または特に指示した入札条件に違反している入札 (開札)
- 第8条 開札は、公告の日時に行います。

(再度入札)

第9条 予定価格を事前公表しているため,再度入札は行いません。

(落札者の決定)

第10条 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、評価値の最も高い者を落札者とします。ただし、落札決定にあっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた額)をもって落札金額(契約金額)としますので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する額(消費税および地方消費税相当額を含まない額)を入札書に記載してください。

2 落札者となるべき者の入札価格が低入札価格調査を行う場合の基準となる価格(以下「調査基準 価格」という。)を下回る場合は、落札を保留し、低入札価格調査委員会による審査の結果、契約の 内容に適合した履行がなされると認められた者を落札者とします。

なお,低入札価格調査において当該入札価格が失格と判断する基準となる価格を下回る場合は, 他の調査事項の調査を経ずに落札者としません。

3 落札となるべき者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者(当該入札価格が調査基準価格を下回る場合は落札予定者)を決定します。

この場合において、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(契約の締結等)

- 第11条 落札者は、特に指示した場合を除き、落札の通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければなりません。
- 2 落札者が函館市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた場合は,契約を締結しません。
- 3 落札者が当該入札に係る契約を締結しないとき(前項の規定による場合を含む。)は、落札金額により年額を算出し、その額の100分の3以上の違約金を徴収します。 (契約保証金)
- 第12条 契約保証金は、免除します。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第13条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより契約を解除することがあります。この場合においては、契約を解除するか否かを問わず、賠償金として契約金額の10分の1に相当する額を徴収します。

[問合せ=函館市財務部調度課 委託・物品担当 TEL (0138) 21-3521]